

登園許可書

登園のめやす

- ・インフルエンザ : 発症後5日経過し、解熱後**3日**を経過してから
- ・百日咳 : 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・麻疹（はしか） : 解熱した後、3日を経過してから
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） : 耳下の腫れが出た後、5日を経過し、かつ腫れがひき、全身状態が良好になるまで
- ・風疹（三日ばしか） : すべての発疹が消えてから
- ・水痘（みずぼうそう） : すべての水疱が「かさぶた」になってから
- ・咽頭結膜炎（プール熱） : 主な症状が消えた後、2日経過してから
- ・結核 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなってから
- ・急性出血性結膜炎 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなってから
- ・流行性角結膜炎 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなってから
- ・腸管出血性大腸菌感染症 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなってから
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 : 医師の診断の下、感染の恐れがなくなってから

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐ事で、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

-----切り取り線-----

登園許可書

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

[登園停止期間]

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン